

証券コード 3566
(発送日) 2026年3月9日
(電子提供措置の開始日) 2026年3月3日

株 主 各 位

福井県福井市八重巻町25号81番地
ユニフォームネクスト株式会社
代表取締役社長 横井 康孝

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトにて「第32期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトにてアクセスのうえ、ご覧ください。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3566/tei/ji/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にてアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご覧ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月24日（火曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月25日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 福井県福井市八重巻町25号81番地
当社本社2階大会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項 第32期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションに関する報酬等の決定の件

以 上

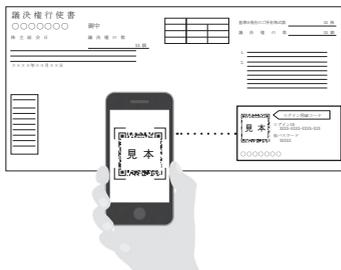
- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイト（アドレス <https://uniformnext.co.jp/ir>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

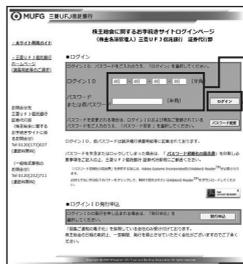
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(自 2025年1月1日)
(至 2025年12月31日)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、物価上昇や人件費の高騰、地政学的リスクの高まりなど、先行きは依然として不透明な状況が続きました。

かかる状況のもと、当社は「ユニフォームの常識を変え、日本の働くを変える」というビジョンの実現に向け、市場シェアのさらなる拡大を目指しました。当期の重要戦略として、マーケティングにおけるターゲットを個人需要から、より継続性・収益性の高い「法人需要」へと明確にシフトいたしました。具体的には、広告運用の最適化により低単価な個人注文の獲得を抑制しつつ、大口発注が見込める法人顧客の新規獲得に注力いたしました。また、ホールセール部門においては、ECサイト経由で流入した法人リードに対し、オンラインセールス部隊が能動的にアプローチを行う体制を強化いたしました。これらの施策により、新規顧客の平均購入単価が大幅に上昇するなど「顧客ポートフォリオの質の転換」が進み、売上の拡大と獲得効率の改善を同時に実現いたしました。

【部門別の販売状況】

サービス部門においては、飲食・観光需要の回復に加え、当社オリジナル商品の医療用スクラブやドクターコートの販売が好調に推移しました。特にクリニック市場においては、新規顧客の獲得が順調に進み、部門全体の成長を支えました。これらの結果、同部門の売上高は2,878,333千円（前期比3.6%増）となりました。

オフィスワーク部門においては、記録的な猛暑を背景に「ファン付き作業服」の販売が大きく伸びました。特に当期は、法人顧客の開拓が進んだことで、1注文あたりの購入単価が上昇し、新規顧客売上が既存顧客売上の伸び率を上回る高い成長を見せました。また、需給予測に基づき戦略的に在庫を確保したことで、繁忙期の販売機会を最大限に取り込みました。これらの結果、同部門の売上高は5,663,952千円（同18.0%増）となりました。

また、組織体制を強化したホールセール部門においては、ECサイトやア

プリ「ユニネク®」を活用した提案サービスの拡充により、高単価な法人受注の獲得が加速しました。マーケティング部門との連携により獲得した良質なリードを確実に受注へと繋げた結果、同部門の売上高は1,314,441千円（同60.8%増）と大幅な増収を達成し、全社の成長を牽引いたしました。

【販売費及び一般管理費の状況】

販売費及び一般管理費におきましては、将来の成長基盤を盤石にすべく、人材採用や賃上げによる人的資本への投資、および業務効率化に向けたITシステムへの投資を継続的に実施いたしました。広告宣伝費については、積極的な投資を行いつつも、ターゲットを法人に絞り込んだことで投資対効果（ROAS）が向上いたしました。また、法人顧客比率の上昇に伴い1件あたりの注文規模が拡大したことで、配送等の流通コスト効率も大幅に改善いたしました。これらの結果、販売費及び一般管理費の総額は増加したものの、増収効果と「質の転換」によるコスト構造の良化が奏功し、利益率の向上に大きく寄与いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高9,856,728千円（前期比17.4%増）となりました。利益に関しては、上記のような「高単価な新規獲得」と「コスト効率の改善」が相乗効果を生んだことから、営業利益754,210千円（同68.6%増）、経常利益760,903千円（同62.8%増）、当期純利益517,560千円（同59.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は79,796千円であり、その内容は事業用駐車場の用地取得及び流通加工に係る機械等であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 29 期 2022年12月期	第 30 期 2023年12月期	第 31 期 2024年12月期	第 32 期 (当事業年度) 2025年12月期
売 上 高 (千円)	6,333,001	7,453,309	8,393,669	9,856,728
経 常 利 益 (千円)	409,980	514,005	467,490	760,903
当 期 純 利 益 (千円)	276,475	354,257	325,008	517,560
1株当たり当期純利益 (円)	27.69	35.46	32.49	51.20
総 資 産 (千円)	3,711,302	4,069,418	4,946,909	5,356,369
純 資 産 (千円)	2,722,832	3,052,111	3,358,667	3,855,410
1株当たり純資産 (円)	272.52	305.66	332.48	381.26

(注) 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

BtoB市場における電子商取引の占める割合は、継続的な増加が見込まれており、当社が今後成長する基礎的な要因である一方、大手ECサイト運営事業者による参入の加速等に伴い、市場内における競争が激化することが見込まれます。

かかる状況のもと、当社は、顧客企業の業績向上を目的とし、経営理念である、「ワークライフをハッピーに！」を実現すべく、以下の課題に取り組んでまいります。

① 新規顧客の獲得

ユニフォームは継続購入が見込める商品であり、新規顧客数の増加は安定的な顧客基盤の拡大に繋がります。当社は、ウェブ広告、検索エンジン最適化、カタログ配布等により当社認知度を高めるとともに、ウェブサイトのユーザビリティ改善を継続的に実施することで、新規顧客の獲得に努めてまいります。

② 顧客定着率の向上

新規顧客獲得に係る販促費用はリピート顧客の受注獲得に係る販促費用より高く、また、リピート顧客の受注単価は新規顧客に比べ高い傾向にあります。当社は、顧客属性に応じた適時適切なフォローサービスを提供することで、顧客定着率の向上を図り、収益性の向上に努めてまいります。

③ 納期の短縮

ユニフォームは、仕事場において欠かせない場合が多いため、欠品率を抑え短納期で商品を提供することが顧客満足度の向上に必要であります。当社は、売れ筋在庫商品の拡充、流通加工を含めた物流の内製化を進めるとともに、メーカーとの販売・在庫情報の共有を深化させることにより、欠品の抑制及び納期の短縮に努めてまいります。

④ 商品提案力の向上

ユニフォームは、多種多様な商品が存在するため、他の商品との機能面での違いが実際に使用するまでわかりづらい場合があります。当社は、商品写真、商品説明、コーディネート例、及び顧客レビュー等をウェブサイトに掲載し、また、各商品の機能特性を理解するための従業員研修を実施し、顧客の潜在的なニーズに合致した商品を提案できる体制の構築に努めてまいります。

⑤ 人材育成の仕組み構築

ユニフォームの販売においては、専門的な知識を有する社員による長期的なフォローが必要であります。当社は、今後の業容拡大に向けて、当該フォロー体制をより大規模に実現するために効果的な人材育成の仕組み構築に努めてまいります。

⑥ システムのセキュリティ管理体制と安定化

インターネット通販において、システムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

また、新規顧客数の増加に伴うアクセス数の増加に備え、サーバー設備の増強や負荷分散を推進するなどの対策が必要となります。当社は、これら対策の重要性を認識したうえで、今後も継続的な維持管理を行い、システムの安定化に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (2025年12月31日現在)

当社は、ユニフォームの販売並びに通信販売を主な事業としております。

(6) **主要な事業所** (2025年12月31日現在)

本社：福井県福井市

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
157 (156) 名	8名増 (22名増)	30.8歳	5.9年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて8名増加したのは、主として事業拡大に伴う定期及び中途採用によるものであります。

(8) 主要な借入先 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社福井銀行	185,000千円
株式会社三井住友銀行	123,318

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 29,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 10,123,178株
 (3) 株主数 3,354名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
デ イ マ ウ ス 合 同 会 社	3,920,000株	38.76%
横 井 康 孝	1,104,000	10.91
横 井 重 希 子	528,000	5.22
横 井 孝 志	388,600	3.84
吉 岡 裕 之	380,000	3.75
横 井 杜 王	368,000	3.63
横 井 勇 神	368,000	3.63
株 式 会 社 S B I 証 券	246,725	2.44
株 式 会 社 自 重 堂	200,000	1.97
ユニフォームネクスト社員持株会	185,100	1.83

（注）持株比率は自己株式（10,778株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
 該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項

譲渡制限付株式報酬制度

当社は、2025年4月15日開催の取締役会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として新株式を次のとおり発行しました。

株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 10,580株
発 行 価 額	1株につき 512円
発 行 総 額	5,416,960円
株式の割当対象者及びその人数	当社の取締役を兼務しない執行役員1名 当社の従業員14名
払 込 期 日	2025年5月14日

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

		第2回新株予約権
発行決議日		2025年2月20日
新株予約権の数		1,863個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式186,300株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり50,500円 (1株当たり505円)
権利行使期間		2028年3月7日から 2034年3月6日まで
行使の条件		(注) 1、2、3
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数 1,863個 目的となる株式数 186,300株 交付対象者 147名

(注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役、執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 2025年12月31日現在において、交付時より新株予約権の数が18個減少しているが、減少の理由は以下のとおり。

・退職による減少分 18個

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の様況

(1) 取締役の様況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役社長	横井康孝	ディマウス合同会社 代表社員
取締役	塚田久治	マーケティング部長
取締役	早川光人	管理部長 兼 物流部長
取締役 (監査等委員・常勤)	岩田百志	
取締役 (監査等委員)	松岡茂	松岡会計事務所 所長
取締役 (監査等委員)	中尾亨	司法書士法人GK 社員 カンサブ株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 松岡茂氏及び中尾亨氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 松岡茂氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
4. 当社は、松岡茂氏及び中尾亨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外役員松岡茂氏及び中尾亨氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失が無かったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任とする旨の契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、監査等委員である取締役については、監査等委員の協議にて決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

業務執行取締役及び社外取締役（監査等委員を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監査等委員である取締役及び社外取締役（監査等委員）については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等として、当社の取締役（監査等委員を除く。以下「対象取締役」という。）が、株主の皆さまとの一層の価値共有し、企業価値の持続的な向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対して一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに関する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を割り当てるため、金銭報酬債権を報酬として支給する。また、譲渡制限付株式に関する報酬等としての金銭報酬債権の各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとする。

d. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、金銭報酬と非金銭報酬等の構成割合を決定することとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容を決定するものとする。その権限の内容は、各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、個人別の報酬額を決定した後、報酬額について監査等委員会に諮問し同意を得るものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	56,874 (-)	56,874 (-)	- (-)	3 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	7,779 (1,200)	7,779 (1,200)	- (-)	3 (2)
合 計 （うち社外取締役）	64,653 (1,200)	64,653 (1,200)	- (-)	6 (2)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2016年3月25日開催の第22期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額70,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額10,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名、取締役（監査等委員）の員数も3名です。また、別枠で、2015年3月27日開催の第21期定時株主総会において、取締役2名に対し、ストックオプション120個分の公正な評価額を限度として、ストックオプションを割り当てることを決議いただいております。また、2020年3月25日開催の第26期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対して、上記の報酬枠とは別に、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額15,000千円以内とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名です。

3. 取締役会は、代表取締役社長横井康孝に対し各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容にあたっては、監査等委員会がその妥当性について確認しております。
4. 当事業年度において、非金銭報酬等の支給は行っておりません。

- ③ 社外役員が当社の親会社等又はその子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役（監査等委員）松岡茂氏は、松岡会計事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）中尾亨氏は、司法書士法人G K社員及びカンサブ株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 松岡 茂	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回、また、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、経営から独立した客観的・中立的な立場に立ち、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 中尾 亨	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、経営から独立した客観的・中立的な立場に立ち、司法書士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 かなで監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任あずさ監査法人は、2025年3月26日開催の第31期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、全てのステークホルダーにとって企業価値を最大化するために、内部統制システムを構築し、運用しております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 法令・定款を遵守し、社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念として社内規程を定め、取締役は自ら率先してその実現に努めます。
 - (b) 取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督します。また、社外取締役の意見を心得て監督の客観性と有効性を高めます。
 - (c) 取締役・使用人が法令・定款等に違反する、あるいは疑義のある行為等を発見したときに、直接通報・相談を受ける体制（内部通報制度）を整備し、速やかな違反行為等の把握及び対応に努めます。
 - (d) 内部監査担当は、独立した立場からコンプライアンスの取組状況について調査を行い、適宜代表取締役社長及び監査等委員会に報告します。
 - (e) 反社会的勢力の排除については、「社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持たない」旨を社内規程に明記し、反社会的勢力との対決姿勢を明確にします。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 文書管理の基本的事項を社内規程に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に保存、管理（廃棄を含む。）を行います。
 - (b) 上記の情報は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）が取締役の職務執行を監督・監査するために、いつでも閲覧できるものとします。

- ③ 当社の損失の危険に関する規程その他の体制
- (a) 取締役は、担当する責任部門についてのリスクの洗い出し・評価を行うとともに、必要に応じてリスク管理体制の見直しを行い、リスクの予防・軽減に取り組みます。
 - (b) 内部監査担当は、各責任部門の日常的なリスク管理及び社内規程の運用状況の調査を実施するほか、必要に応じて、各責任部門に対して助言、指導を行います。
 - (c) 重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保します。
- ④ 当社の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会は事業計画を策定して、当該計画に基づき業績目標及び予算を設定し、代表取締役社長を中心とする業務執行体制での目標の達成にあたります。
 - (b) 取締役の意思決定を効率的に執行するために、組織編成、業務分掌をはじめとする社内規程を整備します。
- ⑤ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 監査等委員会が監査等委員会補助使用人を求めた場合、管理部総務人事グループを監査等委員会の職務を補助すべき組織とし、当該グループの社員が監査等委員会補助使用人を兼務します。
- ⑥ 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員会補助使用人の任命・異動については、監査等委員会の事前の同意を必要とし、監査等委員会補助使用人は、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、監査等委員会の職務を優先します。
 - (b) 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、監査等委員会補助使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、監査等委員でない取締役の指揮命令を受けません。

- ⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- (a) 当社の取締役等は、監査等委員会（又は監査等委員会が選定する監査等委員。）との意見交換などを通じて適切な意思疎通を図るとともに、監査等委員会の求めに応じて報告を行います。
 - (b) 内部通報制度の所掌部門は、内部通報により通報された内容及びコンプライアンスに関して報告を受けた内容を監査等委員会に臨時報告するものとします。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。
- ⑨ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用に充てるため、毎年度、監査等委員会からの申請に基づき一定額の予算を確保するとともに、監査等委員から当該費用に掛かる前払い又は立替精算等の請求があった場合には、速やかに請求に応じてこれを処理します。
- ⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役は、監査等委員会の職務の適切な遂行のため、社内関係部門及び会計監査人等との意思疎通、情報の収集や調査が適切に行えるよう協力します。
 - (b) 内部監査担当は、監査等委員会と緊密な連携を保持し、また、監査等委員会の要請に応じてその監査に協力します。
- ⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けて、財務報告に関わる内部統制システムの構築を行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

当社の内部監査は、内部監査担当1名が、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに職務の執行手続及び内容の妥当性について、監査を実施しております。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

当社の取締役会は、取締役6名（監査等委員である取締役3名を含む。）で構成され、会社の経営上の意思決定機関として、取締役会規程に則って、経営方針やその他重要事項について審議及び意思決定を行うほか、取締役による職務執行状況を確認しております。取締役会は原則として毎月1回及び必要に応じて随時開催しており、当事業年度は17回開催しました。また、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

③ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、原則として毎月1回及び必要に応じて随時開催し（当事業年度は13回開催。）、監査等委員である取締役は取締役会への出席のほか、期初に立案した監査方針と監査計画に従って監査を行っております。また、内部監査担当や会計監査人との情報交換や連携により業務監査や会計監査を補完し、監査等委員会の監査機能の強化に努めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,866,347	流 動 負 債	1,292,648
現金及び預金	2,232,945	電子記録債務	282,247
受取手形	125	買掛金	342,969
電子記録債権	1,017	1年以内返済予定の 長期借入金	100,008
売掛金	358,699	未払金	236,594
商 品	1,216,351	未払費用	8,127
貯 蔵 品	5,461	未払法人税等	196,411
前払費用	38,285	未払消費税等	14,731
未収消費税等	12,235	契約負債	34,748
そ の 他	1,395	前受金	20,697
貸倒引当金	△169	預り金	2,494
固 定 資 産	1,490,021	賞与引当金	53,000
有形固定資産	1,418,500	そ の 他	620
建 物	1,092,171	固 定 負 債	208,310
構 築 物	21,964	長期借入金	208,310
機 械 及 び 装 置	20,754	負 債 の 部 合 計	1,500,958
車 両 運 搬 具	2,493	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	8,616	株 主 資 本	3,846,288
土 地	272,498	資 本 金	371,460
無形固定資産	6,934	資 本 剰 余 金	375,728
ソフトウェア	6,082	資 本 準 備 金	341,460
そ の 他	851	その他資本剰余金	34,268
投資その他の資産	64,587	利 益 剰 余 金	3,099,309
投資有価証券	5,000	その他利益剰余金	3,099,309
長期前払費用	2,865	繰越利益剰余金	3,099,309
繰延税金資産	37,925	自 己 株 式	△210
そ の 他	18,795	新 株 予 約 権	9,122
資 産 の 部 合 計	5,356,369	純 資 産 の 部 合 計	3,855,410
		負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	5,356,369

損 益 計 算 書

(自 2025年1月1日)
(至 2025年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,856,728
売 上 原 価		6,223,433
売 上 総 利 益		3,633,294
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,879,083
営 業 利 益		754,210
営 業 外 収 益		
補 助 金 収 入	634	
ポ イ ン ト 収 入 額	4,780	
受 取 講 演 料	1,413	
そ の 他	2,227	9,055
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,315	
そ の 他	46	2,362
経 常 利 益		760,903
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	147,149	
助 成 金 収 入	41,500	188,649
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	179,710	179,710
税 引 前 当 期 純 利 益		769,842
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	257,002	
法 人 税 等 調 整 額	△4,719	252,282
当 期 純 利 益		517,560

株主資本等変動計算書

（ 自 2025年1月1日 ）
（ 至 2025年12月31日 ）

（単位：千円）

	株 主 資 本 等					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	368,751	338,751	34,268	373,020	2,617,105	2,617,105
当 期 変 動 額						
新株予約権の発行						
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)	2,708	2,708		2,708		
剰余金の配当					△35,356	△35,356
当 期 純 利 益					517,560	517,560
当期変動額合計	2,708	2,708	-	2,708	482,204	482,204
当 期 末 残 高	371,460	341,460	34,268	375,728	3,099,309	3,099,309

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△210	3,358,667	-	3,358,667
当 期 変 動 額				
新株予約権の発行			9,122	9,122
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)		5,416		5,416
剰余金の配当		△35,356		△35,356
当 期 純 利 益		517,560		517,560
当期変動額合計	-	487,620	9,122	496,743
当 期 末 残 高	△210	3,846,288	9,122	3,855,410

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～38年
構築物	10年～20年
機械及び装置	6年～7年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益は、主に小売による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

商品の販売のうち試用販売については、試用品の出荷後、顧客による買取の意思表示が行われた時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。

請求済未出荷契約については、顧客からの依頼に基づき当該商品が顧客に属するものとして区分して識別された時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。

自社ポイントにかかる収益認識

顧客に対し、商品の購入に応じてポイントを付与する制度を導入しております。ポイント制度に係る収益は、顧客に対し付与したポイントを履行義務として識別し、使用実績率等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の執行役員及び従業員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不

要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	373,491千円
(2) 国庫補助金の受入により、固定資産について 直接減額した圧縮記帳累計額	建物 249,816千円 構築物 593千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	10,112,598	10,580	—	10,123,178

(注) 普通株式の当事業年度の増加は、譲渡制限付株式報酬としての新株の発行によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	10,778	—	—	10,778

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年3月26日 定時株主総会	普通株式	35,356	3.5円	2024年12月31日	2025年3月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2026年3月25日開催の第32期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	配当の原資	基準日	効力発生日
2026年3月25日 定時株主総会	普通 株式	50,562	5.0円	利益剰余金	2025年12月31日	2026年3月26日

4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 184,500株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	5,259千円
賞与引当金	16,143千円
未払費用	2,475千円
契約負債	10,584千円
棚卸資産評価損	2,311千円
その他	1,151千円
繰延税金資産合計	<u>37,925千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>37,925千円</u>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金については原則として固定金利の長期借入金（銀行借入）で調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い銀行預金等に限定し、リスクの高い投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどの支払期日が、電子記録

債務は3ヶ月以内、買掛金は1ヶ月以内となっております。

借入金については、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済期限は最長で決算日後3年0ヶ月であります。原則として、固定金利で調達しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、債権管理に係る社内規程に従い、営業債権について顧客ごとに期日管理及び残高管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、市場リスクのある金融商品を取り扱っていないことから、該当事項はありませんが、借入等市場リスクのある金融商品を取り扱う場合には、金利変動リスクを最小限にとどめるよう管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、日次業務として手元資金の状況を把握するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「電子記録債務」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
長 期 借 入 金	308,318	294,260	△14,057

(注) 上記金額には、1年内返済予定分を含めております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時 価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	294,260	—	294,260
負債計	—	294,260	—	294,260

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 自 2025年1月1日 至 2025年12月31日
サービス部門	2,878,333
オフィスワーク部門	5,663,952
ホールセール部門	1,314,441
顧客との契約から生じる収益	9,856,728
その他の収益	—
外部顧客への売上高	9,856,728

2. 収益を理解するための基礎となる情報

商品の販売に係る収益は、主に小売による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時に収益を認識しております。なお、商品の販売のうち試用販売については、試用品の出荷後、顧客による買取の意思表示が行われた時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しており、当事業年度における売上高は81,770千円であります。さらに請求済未出荷契約については、顧客からの依頼に基づき当該商品が顧客に属するものとして区分して識別された時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しており、当事業年度における売上高は10,538千円であります。

顧客に対し、商品の購入に応じてポイントを付与する制度を導入しております。ポイント制度に係る収益は、顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、使用実績率等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時点で収益を認識しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は概ね1ヶ月以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調査は行っておりません。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度（期首）	当事業年度（期末）
契約負債	29,334	34,748
前受金	31,981	20,697
合計	61,315	55,445

契約負債は、当社が付与したポイントのうち、当事業年度末時点において履行義務を充足していない残高であります。ポイントの使用時及び失効時に収益を認識し、契約負債を取り崩します。

前受金は、財又はサービスを顧客に移転する前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

2025年12月31日現在、ポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は、34,748千円であります。当社は、当該残存履行義務について、ポイントが使用されるにつれて今後1年から2年の間で収益を認識することを見込んでいます。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	381円26銭
1株当たり当期純利益	51円20銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月12日

ユニフォームネクスト株式会社

取締役会 御中

かなで監査法人

東京都中央区

指 定 社 員	公認会計士	高 村 藤 貴
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	岩 崎 俊 也
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユニフォームネクスト株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月12日

ユニフォームネクスト株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 岩 田 百 志 ⑩

監 査 等 委 員 松 岡 茂 ⑩

監 査 等 委 員 中 尾 亨 ⑩

(注) 監査等委員松岡茂及び中尾亨は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また、内部留保にも意を用い、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額50,562,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年3月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）
 全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
1	よこいやすたか 横井康孝 (1972年10月27日)	1997年10月 当社入社 2007年9月 当社代表取締役社長 2011年1月 イーマックス株式会社代表取締役社長 2019年8月 当社代表取締役社長営業部管掌 2025年4月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) ディマウス合同会社 代表社員	1,104,000株
2	つかだひさじ 塚田久治 (1972年1月8日)	2009年12月 当社入社 2014年12月 当社取締役WEB事業部長 2019年8月 当社取締役システム部長 2022年4月 当社取締役マーケティング部管掌 2022年8月 当社取締役マーケティング部長（現任）	160,000株
3	はやかわあきと 早川光人 (1978年5月16日)	2015年6月 当社入社 2015年12月 当社社長室長 2016年8月 当社執行役員管理部長 2019年8月 当社執行役員マーケティング部長 2020年3月 当社取締役マーケティング部長 2022年1月 当社取締役マーケティング部管掌 2022年4月 当社取締役システム部長 2025年4月 当社取締役管理部長 兼 物流部長 (現任)	76,600株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 各候補者の「所有する当社株式の数」については、2025年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	いわたもと 岩田百志 (1968年10月28日)	1995年7月 当社入社 2003年11月 当社取締役 2011年3月 当社専務取締役 2016年3月 当社取締役〔常勤監査等委員〕（現任）	96,000株
2	まつおかしげる 松岡茂 (1970年11月25日)	1999年2月 税理士登録 2000年4月 松岡会計事務所設立 所長（現任） 2015年8月 当社社外監査役 2015年9月 ゲンキー株式会社社外監査役 2016年3月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任） 2017年12月 Genky Drug Stores株式会社社外監査役 2019年9月 Genky Drug Stores株式会社社外取締役〔監査等委員〕 (重要な兼職の状況) 松岡会計事務所 所長	一株
3	なかおとる 中尾亨 (1970年12月5日)	1999年5月 司法書士登録 司法書士中尾亨事務所(現司法書士法人GK)設立 社員（現任） 2016年3月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任） 2025年1月 カンサブ株式会社社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 司法書士法人GK 社員 カンサブ株式会社 社外監査役	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の「所有する当社株式の数」については、2025年12月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 当社は、松岡茂氏及び中尾亨氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 松岡茂氏及び中尾亨氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役として職務を適切に遂行することができるかと判断した理由について
- (1) 松岡茂氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が税理士として高い専門性を持つほか、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、それらを当社の監査等委員である取締役として当社の監査等に活かすことを期待し、選任するものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- (2) 中尾亨氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が司法書士として高い専門性を持つほか、企業法務に関する長期にわたる経験を有しており、それらを当社の監査等委員である取締役として当社の監査等に活かすことを期待し、選任するものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
6. 松岡茂氏及び中尾亨氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって10年となります。なお、松岡茂氏は、過去に、当社の業務執行者ではない役員（社外監査役）であったことがあります。
7. 当社は、松岡茂氏及び中尾亨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

<ご参考>

本株主総会終了後の取締役および執行役員の構成について（4/1からの予定）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
横井 康 孝	代表取締役社長	ディマウス合同会社 代表社員
塚田 久 治	取締役	マーケティング部管掌
早川 光 人	取締役	管理部長 兼 物流部長
岩田 百 志	取締役	常勤監査等委員
松岡 茂	取締役（社外・独立）	監査等委員、松岡会計事務所 所長
中尾 亨	取締役（社外・独立）	監査等委員、司法書士法人GK 社員、カンサブ株式会社 社外監査役
吉川 貴 之	執行役員	営業部長
海崎 涼 平	執行役員	システム部長 兼 システムグループ長
佐々木 浩 孝	執行役員	マーケティング部長

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションに関する報酬等の決定の件

当社の取締役の報酬等は、2016年3月25日開催の第22期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額70,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とすご承認をいただいております。また、上記とは別枠で、2020年3月25日開催の第26期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式報酬制度に基づき支給する金銭報酬債権として、年額15,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）かつ、年10,000株以内とすご承認をいただいておりますが、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高め、株価上昇によるメリットのみならず、株価変動によるリスクまでも株主の皆さまと共有することを目的として、当該報酬等の額とは別枠にて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」とする）に対して、年額22,000千円以内の範囲でストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容と整合するよう、本定時株主総会終結後の取締役会において、事業報告14頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針について、現行制度を新制度の内容に変更することを予定しております。

また、本議案における報酬額の上限、発行される新株予約権の総数その他の本議案に基づく対象取締役に新株予約権を割り当てる条件は、上記の目的、当社の業況、改定予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、当社は対象取締役に対して、新株予約権の募集事項の決議日において当社の取締役の地位にあることを条件に、当社の取締役会決議に基づき新株予約権を割り当てるものとします。

ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、本ストック・オプションの対象となる取締役は現在3名であります。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象となる取締役の員数は3名となります。

記

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権の内容

取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容

（１）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、本総会決議の日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

（２）新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は550個を上限とする。

（３）新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使

により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）における東京証券取引所の当社普通株式の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、割当日後に株式の分割、株式の併合又は株式無償割当を行う場合等、上記払込みすべき金額の調整を必要とするときは、行使価額をそれぞれ調整する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(6)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することが

できる。

② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：福井県福井市八重巻町25号81番地
当社本社2階大会議室
電話 0776(43)1034



交通 ハピラインふくい「森田駅」より徒歩15分